

第15回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

と き 平成26年11月26日(水)

ところ 尼崎市保健所 乳幼児相談室

- 1 第14回議事要旨の確認について

- 2 協議事項に基づく意見交換について

- 3 その他について

(添付資料)

- 資料1 第15回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席予定者名簿
- 資料2 第14回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨(案)
- 資料3 動物愛護基金寄付者への送付礼状
- 資料4 ペット飼育者用防災啓発チラシ(災害に備えましょう)
- 資料5 本市の啓発看板「無責任なエサやりはやめましょう(改定版)」
- 資料6 本市の団体譲渡制度案について

第14回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）

1 日 時

平成26年8月25日（月） 午後2時から午後4時

2 場 所

尼崎市議会棟 第3委員会室

3 出席者

(1) 委 員 7名（五十音順 敬称略）

入江昭子、植村興、笹木真理子、佐藤由希子、瀬戸口敬幸、藤村貴代美、安福章（保健所長代理）

(2) 事務局

宮永生活衛生課長、大平生活衛生課動物愛護センター所長、林生活衛生課動物愛護担当係長

4 議事の概要

(1) 委員の交代について

・社協委員の役員交代により、松井定雄氏が新たに委員となった。

(2) 第13回会議の議事要旨について

・了承された。

(3) 犬・猫の共生ガイドブックについて

・愛護週間の環境省ポスターとともに公共施設に配布する予定。
・市のホームページにPDFファイルで掲載した。

(4) 基金寄付者への実績等報告について

・以前に基金に寄付された方を対象に、お礼の文書と用途についての報告書を動物愛護週間の時期に合わせて送付する予定。

(5) 収容動物のHPへの掲載について

(委 員)

・収容動物の譲渡の掲載があると、捨てても譲渡されると思い遺棄が増えるのではないか。
・譲渡、返還、処分等の結果を市民に知らせることが基本ではないか。
・市の立場として、明確に掲載し問題があればその時に対応するといいいのでは。

(センター)

・譲渡したことを掲載したことで遺棄が増えているという印象はない。
・センターとして、HP上の収容動物の処分結果は全て掲載する。

○ 協議会の意見として、収容動物の処分結果は譲渡、返還、殺処分、全て掲載する方針でよい。

(6) 動物愛護推進員の活動について

・推進会議開催の報告（推進員意見）

- ・ 猫の殺処分を減らしたい。
- ・ TNR活動の周知看板の必要性。
- ・ 協議会に推進枠を設けてはどうか。
- ・ 収容動物の譲渡会を開催したい。（敷地内で推進員企画運営の予定）
- ・ 次回会議を早めに設定してほしい。

（7）災害時のペット同行避難について

- ・ ある社協からC. O. Nに地域の防災訓練時に動物ボランティアの参加や災害時のペット同行避難のチラシ配布したいとの要望があった。

（委員）

- ・ 各地の防災訓練に、各地で推進委員が行ってペット同行避難についてアピールするとよいのではないかと。
- ・ 社協での防災訓練の際に推進員がどうかかわるか。
- ・ 他の自治体には防災計画が綿密にできているところがある。フードはどう供給するか、避難所での住み分けなどの計画がある自治体も多い。
- ・ 尼崎市も先行例や専門家の意見を取り入れて、ちゃんとした避難計画を作るべき。例えば、独居高齢者の救助・避難にあたって、ペットを放っておくことはできない。

（センター）

- ・ ペットの防災について、国の発表している基本的な情報は市のホームページに記載している。
- ・ 防災対策については、市の他の部門と調整して計画を立てることになる。国からも防災計画の指示が出ており、ペットの避難も含む計画を立てているところである。
- ・ ペット同行避難のチラシを作成して、推進員宛に送付するので利用してほしい。

（8）その他

- ・ TNRのパンフレット作成について、早急に作成してほしい。
- ・ 野良猫の不妊手術助成金の制度設計について
 - ・ 初期にあった助成金の地域枠を復活させてはどうか。
 - ・ 先着順か抽選か等、問題点を洗い出す機会を作って欲しい。
 - ・ 具体的には「手続きの煩雑さ」、「地域の合意形成のあり方」、「オス猫の手術」等。
- ・ 推進員会議の早期開催 ⇒ 譲渡会の企画が示された段階で開催予定。
- ・ 基金から基金広報の予算をだしてはどうか。
- ・ チラシ等の印刷物はHP上から自由にプリントさせてはどうか。
- ・ 動物愛護週間に合わせて何かイベントは開催できないか⇒市報に記事を掲載予定。
- ・ 猫のえさやり禁止ポスターがあるが、啓発（避妊、清掃）も含めた看板を作成して欲しい。
- ・ 猫のえさやりで節度のある人を見たことがない。どのようであっても糞尿対策は必要となってくるので、えさやりを許可するわけにはいかないだろう。
- ・ 防災計画について、日本獣医師会本部なら知恵を貸してもらえ。

以上

平成26年9月 日

様

尼崎市長 稲村和美

拝啓 初秋の候、皆様におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日ごろは尼崎市の動物愛護管理行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、その節は動物愛護推進のために御寄付をいただきありがとうございました。皆様のあたたかい御支援にあらためて厚くお礼申し上げます。寄付金につきましては、本市の動物愛護管理行政の拡充に向けて大切に使用させていただきます。

また、平成24年度、25年度、26年度の寄付金の使途について、別紙にまとめました。御報告させていただきます。

今後も本市の動物愛護に向けた取り組みに御協力をお願いいたします。

敬具

動物愛護寄付金について

1 寄付額について

○平成24年度	133件	6,449,000円
○平成25年度	66件	1,834,500円
○平成26年度(9.17現在)	34件	10,790,000円

2 寄付金の使途について

○平成24年度

・野良猫不妊手術費用助成金(70匹分)	700,000円
---------------------	----------

○平成25年度

・野良猫不妊手術費用助成金(100匹分)	1,000,000円
・収容犬のトリミング代(3頭分)	6,000円
・動物愛護基金PRポケットティッシュ(1,000個)	16,747円
・動物愛護基金パンフレット作成(2,000部)	84,000円
・犬、猫適正飼養パンフレット作成(各1,500部)	117,600円

○平成26年度(予算)

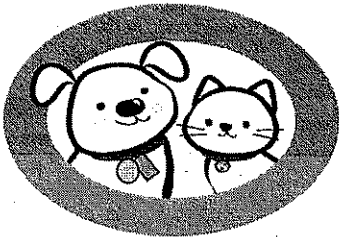
・野良猫不妊手術費用助成金(100匹分)	1,000,000円
・収容犬のトリミング代(10頭分)	20,000円
・動物愛護基金PRポケットティッシュ(1,000個)	26,250円
・動物愛護基金パンフレット作成(2,000部)	84,000円

※ 野良猫不妊手術費用助成金については、平成19年度から通常の前算で100匹分、100万円の前算で事業を実施しています。平成24年度より寄付金から拡充分の費用に充てています。(平成24年度計170匹分、平成25年度計200匹分、平成26年度計200匹分)

ペットの災害準備をしましょう！

大規模な災害が発生した場合、人と同じように動物も被災します。他の避難者の迷惑とならないように、日ごろから災害に備えましょう。

1. 名札をつけましょう。

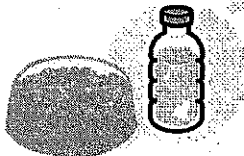


災害発生時にはペットと離れ離れになることもあります。保護されたペットが飼い主の元に戻れるように、迷子札など(犬の場合、鑑札や狂犬病予防注射済票)を普段からつけておきましょう。(※鑑札や狂犬病予防注射済票は法律により、装着が義務付けられています。)

できれば脱落の危険性が無く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着するようにしましょう。

2. 備蓄品の準備をしましょう。

ライフラインの寸断や緊急避難に備えて、ペットの避難に必要な物資の備蓄を行いましょ。また、備蓄品には優先順位をつけて、優先度の高いものを直ぐに持ち出せるようにしておきましょう。



エサ・水・食器
(できれば7日分)



首輪とリード



キャリーバック
簡易ケージ



排泄物の処理用具
ペットシート



ペットの写真
ワクチン接種状況等の情報

3. 最低限のしつけや病気の予防をしましょう。

突然の災害時に、飼い主とペットが落ち着いて避難できるように、普段からキャリーバックやケージ内で過ごすことに慣らしておくことや、他人への迷惑を防止するため、基本的なしつけをしておくことが大切です。(一時預かりをしてもらう場合も、しつけがされている動物は預かってもらいやすいでしょう。)

避難場所では環境の変化によるストレスで免疫力が低下することから、普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫の駆除などの病気の予防もしっかり行っておきましょう。

尼崎市動物愛護センター

TEL: 6434-2233 尼崎市西昆陽4丁目1-1

(3) 被災住民に対する情報提供と支援

- ① 市は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- ② 市が広域一時滞在を受け入れた場合、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

7 愛玩動物（ペット）の救護対策を実施する

ペットの取り扱いをはじめ、避難場所におけるペット同行避難者の受け入れ、並びに災害動物の救護対策について定める。

(1) ペットの取り扱い

災害発生時におけるペットの取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。

(2) ペット同行避難者の受け入れ

ア 同行避難

災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。

イ 避難場所におけるペットの飼養スペース

避難場所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを基本とする。なお、身体障害者補助犬は除く。

また、避難場所の施設能力や避難者の状況に応じて、ペット飼養可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努める。

ウ 災害に備えた事前準備

飼い主は、普段からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示措置に努める。

① 飼い主は、ペット用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下、例示）

- a 少なくとも5日分の水とペットフード（できれば7日以上）
- b 予備の食器と首輪、リード
- c ケージ補修などに使うガムテープ
- d トイレ用品

② 飼い主は、ペットのしつけに努める。（以下、例示）

- a ケージに慣れる
- b 無駄ぼえをさせない
- c 決められた場所でトイレができる

第4章 災害の応急対策

第1節 風水害応急対策

(3) 被災動物の収容対策

ア 実施機関等

保健援護部、県獣医師会、神戸市獣医師会及び動物愛護団体は、「災害時における動物救護活動に関する協定」(資料編参照)に基づき、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと被災動物の収容対策を実施する。

イ 実施方法

① 動物救援本部は、次の事項を実施する。

- a 飼養されている動物に対する餌の配布
- b 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡
- c 放浪動物の収容・保管・譲渡
- d 飼養困難な動物の一時保管・譲渡
- e 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- f 動物に関する相談の実施等

② 市は、必要に応じて動物救護本部に対し、避難場所におけるペットの飼養状況等に関する情報を提供する。

③ ペットの所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

8 集約避難所を設置する

(1) 本部における担当機関

避難部

(2) 設置の時期

ア 避難生活の改善と避難者の自立促進並びに避難場所施設の本来機能の回復を図るため、指定避難場所開設後、一定期間が経過した時点で集約避難所を設置し、指定避難場所を段階的に解消する。

イ なお、指定避難場所の解消にあたっては、可能なかぎり県立学校を優先的に行う。

(3) 集約避難所選定の基準

集約避難所については事前に指定を行わず、災害時の避難者の状況を勘案し、次の基準により随時、選定する。

ア 仮設住宅等への入居状況等を勘案するなかで、避難者数の推移、避難場所の安全性、利便性等に配慮しつつ、生活の場としてより環境の整った施設から選定する。

イ 原則として学校施設を除外するものとし、市民施設等公共施設から選定する。

(4) 集約避難所の運営

ア 集約避難所には、当面職員を派遣する。なお、派遣職員は避難部で調整を行う。

イ 集約避難所は生活の場としての条件を整えるとともに、早期に管理委託等に切り換えるなどの措置を行い、委託後には巡回による避難者への対応を行う。

ここで猫に餌を 与えている方へ

ふん、尿で近隣の皆さんがとても迷惑しています。

この周辺で、野良猫にエサを無責任に与えないでください。

エサを与える場合は、必ず近隣の合意を得て、トイレを設置し、ねこの不妊・去勢手術を行い、エサを置きっぱなしにしないようにしましょう。

【尼崎市団体譲渡制度案】

一般譲渡

○対象：尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市の市民

○譲渡の流れ

- ・譲渡申込書の提出。
- ・書類審査及び現地調査を行い、認可・不認可を決定。
- ・認可の場合、「体験飼養」又は正式譲渡を行う。
- ・譲渡希望者が「体験飼養」後、正式譲渡またはセンターへの返還を選択する。

団体譲渡について

新たな飼い主を探す活動（再譲渡）を行っている団体等に対し、センターに収容された動物の譲渡を行う。

団体等は、適正施設において飼養しながら本市の譲渡条件に合致（地域要件を除く）した譲渡先を探す活動を行う。

団体譲渡

(団体の条件)

1. 代表者の住所が尼崎市内にいること。
2. 活動拠点（本部及び支部：飼養施設所在地）がセンターを中心とした半径10キロ圏内にあること。（センター職員が飼養施設調査（現地調査）可能な地域とする）
3. 飼養施設は施設毎に管理に関する責任者を置くこととし、その収容頭数はセンターから譲渡される動物を含め計5頭を上限とする。
4. 前1から3の条件を満たす団体の他、市長が適当であると認めた団体であること。
5. 関係法令を遵守し、本市の譲渡事業に協力できること。
6. 近隣住民の生活環境が損なわれるような事態が生じないように努められること。

再譲渡

○対象：団体関係者が飼養施設調査（現地調査）可能な場所に居住する譲渡希望者

○譲渡の流れ

- ・団体による譲渡先調査の実施（原則として、市の一般譲渡と同じ基準を適用）
- ・譲渡後、譲渡実施報告書に譲渡先施設の写真を添付し、市に提出（市への報告義務）。

尼崎市動物愛護センターの収容動物